

衆議院法務委員会ニュース

平成 23.5.25 第 177 回国会第 13 号

5月25日(水)、第13回の委員会が開かれました。

1 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)

- ・江田法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・江田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

(質疑者及び主な質疑内容)

辻 恵 君(民主)

- ・外界との接触がないプログラム作成の段階で、捜査機関はどうやって不正指令電磁的記録作成等の罪を覚知するのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・電気通信回線で本社と支社のコンピュータが接続されているような場合に、実際にアクセスしないとどのコンピュータに差し押えるべき電磁的記録があるかわからないにもかかわらず、捜査機関が網打ち的にデータの差押えを行う可能性があると思われるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信履歴の保全要請について、現在は任意の要請として差押えの数日前に要請しているにもかかわらず、法案では保全期間が最長60日間となっており、プロバイダの負担が重くなるのではないかと、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・サイバー犯罪条約には通信記録のリアルタイム収集の規定もあることから、条約締結後にその趣旨に添うように通信傍受法の改正を行うのではないかと懸念も示されている。この懸念に対する法務大臣の見解を伺いたい。

橘 秀 徳君(民主)

- ・最近のサイバー犯罪の傾向はどうなっているのか。今回の法案の射程となるコンピュータ・電磁的記録対象犯罪が減少しているのではないかと、警察庁の見解を伺いたい。

- ・蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全について規定するサイバー犯罪条約第16条と通信の秘密の保護を定める憲法第21条の整合性はとれているのか。通信傍受法の趣旨も踏まえた検討を行ったのか、外務省の見解を伺いたい。
- ・憲法第21条の通信の秘密の保護については通信履歴にも及ぶとするのが通説だが、今回の通信履歴の保全要請とこの憲法の規定との関係について、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・差押えの際には場所と物を特定し各別の令状が必要となることを憲法第35条では定めているが、今回の接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入とこの憲法の規定との関係について、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・不正指令電磁的記録作成等の罪について、「正当な理由なく」という要件の当・不当はどのように判断するのか。また、「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とはどういう基準で判断するのか、法務大臣の所見を伺いたい。